

名古屋市告示第507号

名古屋市港防災センターの臨時開館について

名古屋市港防災センター条例施行細則（昭和57年名古屋市規則第10号）第2条第3項の規定により、名古屋市港防災センターを令和7年11月25日に臨時開館します。

令和7年10月10日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市防災危機管理局防災企画課